

社会福祉法人香川県社会福祉事業団役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香川県社会福祉事業団（以下「当法人」という。）定款第8条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に対し、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。ただし、香川県職員及び当法人職員が役員等を兼ねる場合は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、別表の区分に応じて定めるものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類、支給額等は、社会福祉法人香川県社会福祉事業団職員の旅費規程の適用を受ける者の例による。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 別表のうち、評議員会、理事会、監事監査等への出席の報酬等 出席の都度
- (2) 前号を除く報酬等 翌月末日まで

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振りこむことができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。なお、社会福祉法人香川県社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規程（昭和55年規程第11号）は、評議員会で決議された日の前日限りで廃止する。
- 2 常勤の理事の報酬の額は、当法人職員を兼務しない常勤の理事が選任されたときに、評議員会の決議を経て定めるものとする。

別表

評議員及び非常勤の役員の報酬

1 評議員

	日額
①評議員会への出席	10,000円
②上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

2 理事

	日額
①理事会への出席	10,000円
②上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

3 監事

	日額
①監事監査、理事会等への出席	10,000円
②監事（公認会計士）が業務及び財産の状況調査を行うための出勤	50,000円
③上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円